

第50号議案

公の施設の指定管理者の指定について (中間市民図書館)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設
中間市民図書館
中間市蓮花寺三丁目1番2号
- 2 指定管理者の所在地及び名称
東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子
- 3 指定管理者の指定期間
令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

令和7年9月2日提出

中間市長 福田 浩